

第6章 政策転換期における集落営農組織再編の新動向

－岐阜県を中心として－

岐阜大学応用生物科学部 荒井 聡

1. 本稿の課題

水田農業の担い手に占める集落営農組織の割合が高い岐阜県は、「集落営農地帯」の一角に位置する。水田経営所得安定対策の担い手として位置づけられた集落営農組織も多い。同対策への加入要件として、経理一元化、法人化計画の策定などが設けられているが、法人化した組織は決して多くない。その組織の多くは、前身としての転作組織を基礎としている。そして、対策加入のためにこれを改組して、米まで含めた経理一元化を図っている。他方、一部には前身組織が無く、安定対策対応の意味合いも含めて新設された組織もある。

そして2007年12月の安定対策への加入要件緩和、2010年度からの実施が確定している米戸別所得補償政策などにより、集落営農組織の法人化の機運はやや停滞している。

そこで本稿では、岐阜県を対象として水田経営所得安定対策に加入した集落営農組織の組織再編の特徴を明確化しつつ、新たな段階で組織再編の動きと法人化への見通し、政策転換の影響等について若干の考察をする⁽¹⁾。

まず、『集落営農実態調査結果』を整理し、岐阜県での水田経営所得安定対策実施前後における集落営農組織の実態の変化の特徴について再整理する。次いで、水田経営所得安定対策に加入した任意の集落営農組織のうち32組織の事例から、組織再編や法人化をめぐる状況の特徴について明確化する。そして、米戸別所得補償政策の実施が決定した状況下で、政策変更の影響等について、主として2009年度12月に実施した海津市の集落営農組織の9事例をふまえて考察していく。

2. 岐阜県における集落営農組織の動向

(1) 集落営農組織の動向

岐阜県の集落営農の組織数は302とほぼ横這いである(第1表)。2009年は、306組織から302組織へと4組織減少した。解散・廃止した組織が22組織、新設した組織が18組織と、解散・廃止が新設を上回った。市町村別にみると、岐阜市、恵那市のみ変化が大きい。前年に比較し、岐阜市の組織数は、26組織から8組織へと18組織も減少し、恵那市は17組織から28組織へと11組織増加した⁽²⁾。

また法人の組織数は58組織(19.2%)へと増加し、この4年間で倍増している。農事組合法人が41組織、株式会社(特例有限会社含む)が17組織である。会社組織は、18組織から17組織へと微減している。法人のうち農業生産法人は53組織である。

非法人組織 249 組織のうち、農業生産法人計画を策定しているのは 114 組織（45.8%）である。これは 2009 年度に岐阜県で水田経営所得安定対策に加入した任意の集落営農組織数の 110 組織にほぼ匹敵する。任意の集落営農組織で法人化計画を策定しているのは、水田経営所得安定対策に加入した組織に限られるものと推測できる。逆をとれば、水田経営所得安定対策に未加入の集落営農組織は法人化計画を策定していないことになる。

第 1 表 集落営農の組織形態の推移（岐阜県）

単位：組織

調査年月	実数	解散・廃止	新規	法人					非法人			
				小計	会社			うち 農業生 産法人	小計	農業生産法人化計画		
					農事 組合 法人	株式 会社	有限 会社			策定し ている	策定して いない	（策定予定 あり）
2005.5.1	302	*	*	27	18	—	9	*	275	11	264	36
2006.5.1	301	20	19	42	24	—	18	35	259	23	243	65
2007.2.1	300	26	25	52	34	—	18	45	248	61	194	58
2008.2.1	306	11	17	56	38	0	18	50	250	107	149	14
2009.2.1	302	22	18	58	41	17	*	53	249	114	135	*

資料：農林水産省『集落営農実態調査結果』

注：2009年の農業生産法人計画には法人1組織分が含まれる。

1 組織当たりの経営耕地面積と農作業受託面積の合計は 31ha であり、この 3 年間あまり変化がない。しかしその内訳は、2007 年から 2008 年にかけて農作業受託主体から経営受託主体へと転換している（第 2 表）。すなわち経営耕地 12ha＋農作業受託面積 19ha から経営耕地 19ha＋農作業受託面積 12ha へと転換している。

構成農家数は平均 71 戸である。また、現況又は目標として 2/3 以上集積する組織は 43.4% である。

第 2 表 一集落営農当たり経営耕地等（岐阜県）

単位ha、%

調査年月	経営耕地	農作業 受託面積	経営耕地 ＋農作業 受託面積	構成 農家数	現況又は目標 2/3 以上集積
2005.5.1	*	*	*	*	*
2006.5.1	12.1	18.7	30.8	73.3	*
2007.2.1	12.2	18.5	30.7	74.4	40.0
2008.2.1	18.8	12.4	31.2	75.9	39.9
2009.2.1	18.8	12.1	30.9	71.4	43.4

資料：農林水産省『集落営農実態調査結果』

集落営農が関わっている農業集落数は、平均 2.7 集落である（第 3 表）。単一集落を基礎とする組織が 195 組織（64.5%）と約 3 分の 2 になる。2009 年の変化として、1 集落型の減 202→195 組織、2 集落型の増加 23→29 組織（9.6%）、5 集落以上型の減 53→49 組織（16.2%）などが指摘できる。岐阜市では 5 集落以上型の組織が 6 組織→0 組織へと減少している⁽³⁾。

なお 2009 年の「5 集落以上」の集落営農の関係集落数の平均値は 9.7 集落である。それは旧村単位や、JA 支店単位で構成されているものと思われる。

第 3 表 集落営農が関わっている農業集落数別集落営農数（岐阜県）

調査年月	単位：組織、集落					集落営農が関わっている農業集落数の平均値
	1 集落	2 集落	3 集落	4 集落	5 集落以上	
2005. 5. 1	207	22	14	14	45	2.6
2006. 5. 1	199	21	18	15	48	2.7
2007. 2. 1	195	23	17	14	51	2.8
2008. 2. 1	202	23	16	12	53	2.8
2009. 2. 1	195	29	17	12	49	2.7

資料：農林水産省『集落営農実態調査結果』

注. 2009年の「5 集落以上」の平均値は9.7集落、これをもとに2005～2008年の「集落営農が関わっている農業集落数の平均値」を推計。

集積面積（＝経営耕地＋農作業受託面積）の規模別動向にも大きな変化はないが、20ha 以下の組織数が漸減している（第 4 表）。農用機械の更新時期が来て解散したものや、安定対策に加入するために解散して、他の組織に編入された組織があるものと思われる。20ha 未満の組織が 183 組織（60.3%）にもものぼる。10～20ha 層が 89 組織と最も多い

第 4 表 現況集積面積規模別等集落営農数（岐阜県）

	単位：組織、%						
	5 ha未満	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100ha以上
2005. 5. 1	20	46	97	44	52	28	15
2006. 5. 1	20	52	91	45	51	29	13
2007. 2. 1	17	51	91	43	56	29	13
2008. 2. 1	22	48	90	48	58	26	14
2009. 2. 1	20	44	89	51	57	27	14
安定対策加入・非法人	5.0	29.5	31.5	39.2	54.4	48.1	28.6

資料：農林水産省『集落営農実態調査結果』、岐阜県担い手育成総合支援協議会資料より作成

注 1) 集積面積＝経営耕地＋農作業受託面積。

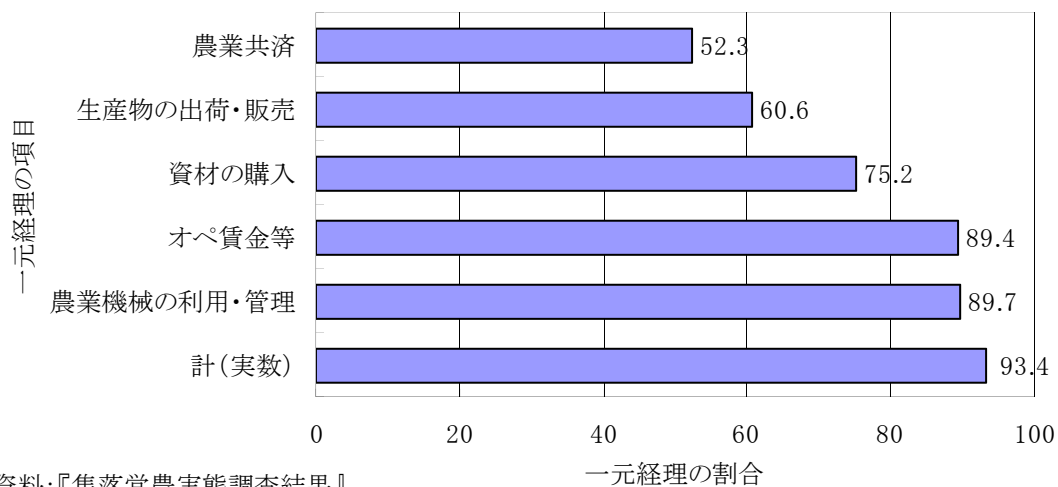
2) 安定対策加入・非法人は、2009年度の数値。

安定対策に加入した任意組織数・比率は、規模ごとに 5 ha 未満の階層が 1 組織（5.0%）、5～10ha の階層が 13 組織（29.5%）、10～20 ha の階層が 28 組織（31.5%）、20～30 ha の階層が 20 組織（39.2%）、30～50 ha の階層が 31 組織（54.4%）、50～100ha の階層が 13 組織（48.1%）、100ha 以上の階層が 4 組織（28.6%）である。30～50 ha の階層は、安定対策に加入した組織数が最も多く、および当該規模に占めるその比率が最も高い。規模が小さい組織階層ほど法人化計画の策定が容易ではなくそのため安定対策加入率は低く

なり、また規模が大きい組織ほど法人化した割合が高まることから 50ha を超える階層では、安定対策加入率は低くなる傾向がある。

(2) 収支一元化等の状況

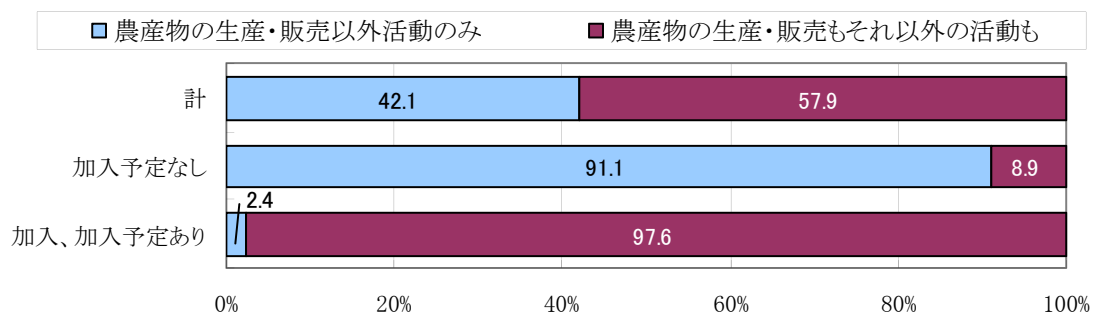
収支の一元化を何らか行っている集落営農組織は 93.4%である。その内訳は、農業機械の利用・管理 89.7%、オペ賃金等 89.4%、資材の購入 75.2%、生産物の出荷・販売 60.6%、農業共済 52.3%である（第1図）。



第1図 収支の一元経理の状況（岐阜県 2009年）

安定対策に加入している若しくは今後加入する予定がある非法人組織は 109 組織であり、これも 2009 年度安定対策加入集落営農組織 110（うち新規 5）にほぼ匹敵する。

安定対策の加入状況により集落営農の活動内容が大きく異なる。安定対策に加入している若しくは加入予定のある組織の 97.6%は「農産物の生産・販売もそれ以外の活動も」行っているが、それに加入予定のない組織では逆に、91.1%が「農産物の生産・販売以外活動のみ」行っている（第2図）。



第2図 経営安定対策加入状況別集落営農の活動内容（岐阜県）

(3) 地区別特徴

表示はしないが、西濃・東濃地区で集落営農の組織数が多い。市町村別には中津川市(36組織)、海津市(35組織)、恵那市(28組織)などで集落営農の組織数が多い。うち安定対策に「加入している」、若しくは「今後加入する」組織の割合は、海津市は88.6%と高いが、中津川市は19.4%、恵那市は32.1%と低い(県平均55.3%)。

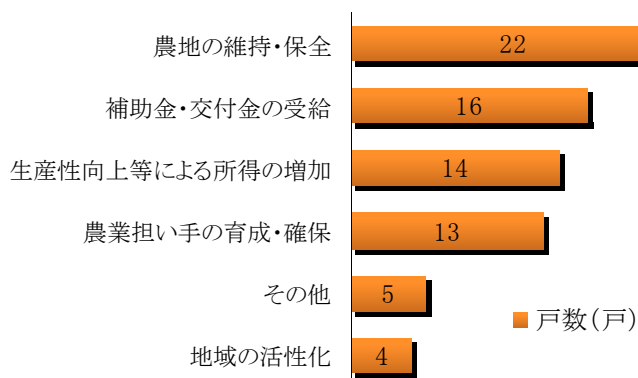
集落営農組織が5組織以上ある市町村での法人化割合をみると、揖斐川町41%(7/17)、郡上市56%(5/9)、高山市60%(3/5)などで高くなっている。逆に、羽島市(0/5)・白川町(0/5)0%、中津川市(2/36)・大垣市(1/17)・輪之内町(1/16)6%などで法人化割合が低くなっている。農事組合法人は、揖斐川町6組織、養老町・垂井町・高山市・瑞浪市3組織などで設立されており、株式会社は、郡上市5組織、海津市4組織などで設立されている。いずれも旧村を単位とするものが多い。

3. 安定対策に加入した任意の集落営農組織の特徴 —2008年度32組織調査結果から—

(1) 組織の特徴

調査対象とした集落営農32組織の経営面積は平均43ha、集落営農への参加世帯数の平均は88戸である。西濃地域から17組織、揖斐地域から3組織、中濃地域から2組織、岐阜地域から4組織、可茂地域から3組織、恵那地域から3組織を選定している⁽⁴⁾。組織の設立時期は、「1999年以前」が12組織、「2000～2004年」が1組織、「2005年以降」が19組織(再編含む)である。うち新設は3組織のみである。

設立の目的は、複数回答で「農地の維持・保全」が22組織、「補助金・交付金の受給」が16組織、「生産性向上等による所得の増加」が14組織、「農業担い手の育成・確保」13組織、「地域の活性化」が4組織である(第3図)。



第3図 集落営農組織設立の目的

一つの集落から構成される「単一集落型」の組織数は20、複数集落から構成される「複数集落型」の組織数は12であり、構成集落数の平均は3.0集落である。構成する集落のある地域には個別担い手農家等がない所が16組織、地域には個別担い手農家等がある所が13組織である(不明3)。うち、個別担い手農家等との調整を行っている所が9組織、個別担い手農家等と調整を行っていない所が4組織である。

組織での作付面積の平均は、米23.4ha、麦15.4ha、大豆11.9haである。栽培組織数は、米29組織、麦21組織、大豆17組織である。また2007年度の平均反収は、米394.0kg、麦273.9kg、大豆130.5kgとやや低い。園芸部門は、4組織が露地野菜を導入しており、これに加え導入予定が4組織(露地野菜2、施設野菜1、露地+施設1)ある。いわゆる「維持管理型」の組織が多く、園芸を導入して経営の発展を目指す組織は少数に留まる。

農用機械の保有状況は、トラクタ4.4台、田植機3.0台、コンバイン3.5台であり、やや多めである。

(2) 作業の従事状況

オペレーター総数は、平均9.5名であり、その年齢別内訳は、40歳代以下1.7名、50歳代2.9名、60歳代3.6名、70歳代1.4名と、高齢層が多い。うち年間オペ従事日数の最も多い人の年齢は、60歳代14名、50歳代7名、70歳代3名、30歳代2名である(第5表)。60歳代が最も多く、またその年齢の平均は61.8歳である。その平均従事日数は88日であり、オペレーターの最高支給額は平均182万円である。賃金は、オペレーター作業が平均1,642円/時、一般作業平均が1,381円/時である。

第5表 オペレーター最高支給額別組織数

単位:組織

年齢	50万円未満	50~100	100~200	200~300	300万円以上	不明	計
30歳代	1		1				2
40歳代							0
50歳代	1	1	1		4		7
60歳代	5	2	4	2	1	0	14
70歳代		3					3
不明		2			1	3	6
計	7	8	6	2	6	3	32

資料:岐阜県集落営農研究会2008年度調査結果より作成

水田管理作業の実施者は組織によりまちまちであるが、水管理はオペレーターなどの特定者数人で実施している組織が多い。水管理の実施者は、オペレーターが13組織、地権者が8組織、所有地にかかわらず構成員が6組織などである(第6表)。これに対し、畦草刈は構成員が実施する割合が高くなる。その実施者は、オペレーターが5組織、地権者が16組織、所有地にかかわらず構成員が7組織である。

第6表 水田管理作業の実施者

	単位:組織、%			
	実数		構成比	
	水管理	畔草刈り	水管理	畔草刈り
オペレーターが実施	13	5	40.6	15.6
地権者が実施	8	16	25.0	50.0
所有地にかかわらず構成員が実施	6	7	18.8	21.9
その他	3	1	9.4	3.1
不明	2	3	6.3	9.4
	32	32	100.0	100.0

資料:岐阜県集落営農研究会2008年度調査結果より作成

(3) 収支・経理の状況と法人化意向

全ての組織で経理の一元化が行われている。しかし財務諸表が未整備な組織もいくつかあり、また3組織が単年度で赤字を計上している。黒字の経営では収益を構成員に配分している。その配分方法としては、「面積割」(29組織)を基本とし、これに「出役割」(7組織)や「品質に応じて」(1組織)、「その他」(3組織)などを併用しているところもある。オペ型の組織が1組織のみ「戸数割」で対応している。

経営面積10a当たりの収益は、単純平均値で19,448円となる。概して、経営面積が大きい組織ほど配当額は増加する傾向がある。50ha以上の経営では、より高い配当金が支給されている(第7表)。

第7表 経営面積10a当たり配当額の分布

経営面積	単位:組織							小計
	0円未満	5000円未満	5000~10000	1000~20000	1000~20000	30000円以上	不明	
10~20		1	2	3	1	2	1	10
20~30			1	1	1			3
30~50	3	1	2	1	1	2		10
50ha以上		1		1	3	3	1	9
小計	3	3	5	6	6	7	2	32

資料:岐阜県集落営農研究会2008年度調査結果より作成

注1) 配当金額/経営面積で単純計算。

2) 配当金(Y)=経営面積(X)*123+12191の回帰式が計測できる。

全ての組織が法人化計画を策定している。目標とする形態は、農事組合法人が31組織とほとんどであり、株式会社は1組織のみである。法人化の意向として、「消極的」と回答した組織が20組織、「積極的」が10組織である。約3分の2は法人化に消極的である。

傾向として複数集落型の大きな組織で法人化に積極性がある。但し10集落を超えると消極的となる。法人化に「積極的」と回答しているのは、50~100ha層が6組織、30~50ha層が1組織、10~20ha層が2組織である。いずれも経営的に安定している組織である。

法人化のメリットの認識として3つまでの複数回答で主なものとしては、「内務留保

を活用しやすい」10組織、「資金の借入れがしやすい」8組織、「借地・資産保有のために必要」7組織、「組織を恒常的なものとするために必要」7組織などである。

これに対し、法人化のマイナス面としては、同様に主なものとして「赤字にならない経営でないと法人化は難しい」11組織、「兼業農家が多い中で常時従事者の確保」9組織、「責任ある経営者の確保」8組織などである。但し、法人化に消極的な組織でも、構成員レベルでは、これを「良い」ととらえる者の割合が3割近くに達しているところもある（第8表）。

第8表 営農組合構成員の法人化意向
—西濃地区51ha経営・消極的—

	単位:戸%	
	実数	構成比
良い	22	27.8
問題	3	3.8
わからない	36	45.6
無回答	18	22.8
計	79	100.0

資料:2008年実施アンケートから作成.

(4) 組織規模別経営の特徴 —2008年度海津市 9営農組合調査結果から—

岐阜県最南端の平地農村に位置する海津市を事例として2008年度に実施した集落営農9組織（平均経営面積62ha）の調査結果によれば、経営規模別に応じて経営や法人化意向に顕著な特徴がみられた。単一集落を基礎とする維持管理型の営農組合が5組織、複数集落にまたがる営農組合が4組織である。単一集落ではオペ不足などが課題となっており、次第に組織の統廃合が進み、複数の集落を基礎とする組織が形成されるなど、順次規模が拡大してきている。それぞれの特徴を要約すると次の通りである⁽⁵⁾。

- 1) 単一型集落営農組織の再編と法人化をめぐる状況—維持管理型・5営農組合の事例—
 - 単一集落型組織は規模が小さく、水田経営安定対策加入のため統廃合が行われた。
 - 概ね兼業・自営業者が中心的担い手であり、規模が大きいところで定年帰農者が専属オペとなっている。
 - 反収が総じて低く、収益性もやや劣り、配当金は標準小作料+ α 程度である。
 - 新たに麦・大豆の栽培を始めた組織もあり、品目横断補助金受給は相対的に少ない。
 - 「維持管理型」的な性格をもつ組織が多い。
 - 現組織のままの法人化には消極的であり、組織の統廃合を検討している。
- 2) 地域営農組織の再編と法人化の課題 —発展型・4営農組合の事例—
 - 複数集落型は、より平坦な旧海津町に多く、規模が大きく、100haの目標面積に近い。
 - 壮年層が専門的オペとして中心的担い手となり、基本構想の所得目標を実現してい

る組織がある。

○総じて専業オペに管理作業がシフトする傾向が見られ、中には集落全体を経営委託する集落もある。

○周密管理により作物反収は高い、また麦・大豆の作付け割合も高く、収益性も高い。配当金は標準小作料を大きく超える

○組織として園芸作にも取組初め、構成員の所得確保に努力しており、「発展型」を志向する組織がある。

○前身組織がなかった旧南濃町では、従来の個別担い手がオペとなり、農地の合理的利用調整により耕作放棄解消、系統出荷率の向上などとなっている。

○概ね法人化には前向きであり、他組織の統廃合も検討している。

4. 政策転換期における集落営農組織再編の新動向 —2009年度海津市9営農組合調査結果から—

(1) 集落営農組織の経営概要

2009年度に調査を実施した9営農組合は、前年度調査組織とは全く別の組織である。その平均経営面積は59ha（うち借地18ha）であり、前年度とほぼ同じである（第9表）。

平均作付面積は、水稻31.2ha（うちハツシモ8.9ha）、小麦24.5ha、大豆24.3haである。また平均反収は、水稻475kg、小麦376kg、大豆176kgである。

平均収入は7,543万円、うち補助金が40.7%になる。労務費・役員手当の平均支出額は788万円である。支払い地代は全て10a当たり2万円である。平均剰余は2,472万円となる。これを均等割りで配当している組織が2組織、面積割で配当している組織が7組織である。構成員への地代は配当金内金として支払われる組織が多い。平均配当金52,944円と地代2万円との平均差額は32,944円である。

オペ人数の平均は6.0名で、うち中心的オペは2.7名である。オペのうち労賃最高額者の平均は242万円である。オペ時給の平均は1,953円、一般作業時給の平均は1,650円である。水管理は特定者に限定され、草刈りは組合員により取り組まれている組織が多い。また経営規模別にみた特徴も先に指摘した諸点と同傾向にある。

これを専従的従事者の有無により「担い手主体」と「全員参加型」に区分すれば、「担い手主体」が2組織（Kr, I）、「全員参加型」が7組織（H, Ji, Ni, Kn, Nd, Km, T）である（第10表）。

「担い手主体型」営農組織の構成集落は、複数または単一集落で、経営規模50ha前後である。中心オペは、ほぼ専属者であり、労賃の最高額は350～500万円である。オペ型の組織であり、配当は、構成員で均等割りされている。法人化にも積極的な意向をもつ。

これに対し、「全員参加型」の構成集落は全て単一集落で、経営規模はまちまちである。中心オペは兼業従事者・自営業者であり、その労賃の最高額は26～280万円に留まる。配当は、全て面積割りである。維持・管理的な性格が強く、法人化にはやや消極的な意向を

第9表 調査営農組合の状況(海津市2009)

概要	H		J		I		N		K		R		N		D		K		T		平均	
	海津町	平田町	海津町	平田町	海津町	平田町	海津町	平田町	海津町	平田町	南濃町	海津町	海津町	平田町	平田町	海津町	海津町	平田町	平田町	平田町		平田町
タイブ	全農・発展 全農・維持																					
旧町名	海津町 平田町 海津町 平田町 海津町 平田町 海津町 平田町 海津町 平田町 南濃町 海津町 海津町 平田町 海津町 平田町 海津町 平田町 海津町 平田町 海津町 平田町																					
設立年	1988	2006	1993	2006	1993	2006	2006	2006	1993	2006	2006	2006	2006	2007	2006	1981	2006	2006	2006	2006	1998.4	
前身組織設立年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1.9	
関係集落数	86	100	33	47	47	4	9	4	13	81	28	33	33	42	42	33	25.3	25.3	25.3	25.3	47	
組合員数	127	75.8	63.3	50.7	70	42.5	70	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	58.8	58.8	58.8	58.8	18.0	
うち借地	25	3.1	13.8	4	4	70	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	11.4	11.4	11.4	11.4	31.2	
水稲	70.5	47.8	32	31.5	20	21.9	23.9	23.9	23.9	23.9	23.9	23.9	23.9	23.9	23.9	23.9	7.9	7.9	7.9	7.9	8.9	
うちハブツシモ	24.1	16	5.28	0	1	9.4	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	14.3	14.3	14.3	14.3	24.5	
小麦	59.6	31.7	30.4	22.9	15	18.2	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7	0	0	0	0	24.3	
大豆	49.4	41	24.4	22.9	26	22.7	22.7	22.7	22.7	22.7	22.7	22.7	22.7	22.7	22.7	22.7	481	481	481	481	475	
水稲	474	478	479	540	450	493	481	481	481	481	481	481	481	481	481	481	302	302	302	302	376	
小麦	498	300	508	300	300	369	369	369	369	369	369	369	369	369	369	369	220	220	220	220	176	
大豆	156	192	168	120	120	194	194	194	194	194	194	194	194	194	194	194	—	—	—	—	—	
総額	181,861	92,555	92,649	79,794	45,089	56,431	53,677	49,830	27,045	27,045	27,045	27,045	27,045	27,045	27,045	27,045	75,437	75,437	75,437	75,437	40.7	
うち補助金	43.0	28.9	44.3	40.8	49.7	45.7	37.5	36.5	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	—	—	—	—	—	
労務費・役員手当	12,922	12,965	9,897	6,055	5,780	8,323	6,480	5,920	2,638	2,638	2,638	2,638	2,638	2,638	2,638	2,638	7,887	7,887	7,887	7,887	2,868	
支払い地代	4,930	614	3,748	100	7,650	7,945	327	0	497	497	497	497	497	497	497	497	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
円/10a	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
総額	70,762	30,152	36,650	32,887	8,215	5,781	16,625	15,324	6,119	6,119	6,119	6,119	6,119	6,119	6,119	6,119	—	—	—	—	24,724	
うち管理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
うち均等配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
うち面積割額	67,500	39,905	62,814	67,955	8,215	5,781	40,000	46,436	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	52,944	52,944	52,944	52,944	32,944	
配当金と地代との差額	47,500	19,905	42,814	47,955	—	—	—	26,436	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	—	—	—	—	—	
オペ人数	6	6	3	5	4	9	4	2	15	15	15	15	15	15	15	15	—	—	—	—	—	
うち中心のオペ	3	3	3	1	4	3	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	—	—	—	—	—	
オペ労賃最高額	280	268	180	173	500	350	120	280	26.1	26.1	26.1	26.1	26.1	26.1	26.1	26.1	—	—	—	—	—	
同上属性	兼業	兼業	兼業	兼業	兼業	兼業	兼業	兼業	兼業	兼業	兼業	兼業	兼業	兼業	兼業	兼業	—	—	—	—	—	
オペ時給	1,780	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	—	—	—	—	—	
一般作業時給	1,500	1,650	2,000	1,500	2,000	1,700	1,700	1,600	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	—	—	—	—	—	
水管理	担当者	組の特定者	6名	1名	オペ4名	2名	8名	2名	15名	15名	15名	15名	15名	15名	15名	15名	—	—	—	—	—	
草刈り	担当者	組の特定者	5名	1.5名	オペ4名	1.7名	組合員	組合員	15名	15名	15名	15名	15名	15名	15名	15名	—	—	—	—	—	
委託人数	0	3.0名	5名	1.5名	0	4名	4.0名	—	1.3名	1.3名	1.3名	1.3名	1.3名	1.3名	1.3名	1.3名	—	—	—	—	—	
法人化意向	消極的	消極的	消極的	消極的	積極的	積極的	積極的	積極的	積極的	積極的	積極的	積極的	積極的	積極的	積極的	積極的	—	—	—	—	—	
意向など	130haが目標。なかなかないところがある。法人化すると取り分も減る。	政権も変わっただけでない。法人化できない。法人化すると取り分も減る。	法人化するとなし、外国人労働者を得ない。清算も面倒。	報酬の確保が難しい。法人化すると清算も面倒。	100haまで目標。法人化により資金借入、借地、内留担保が容易となる。JA南濃支店。	兼業農家はかき、片手間でやるなら法人化すると言われ消極的になる。	共同作業をできない。法人化するならJA支店単位であろう。期限内は無理。	50歳代の後継者が確保できれば法人化もやってくれる。	今のままで続けられるのが一番良い。法人化は難しい。制度がころ変わる。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：2009年11～12月実施営農組合代表者等への聞き取りなどから作成。数値は主として2008年実績。

示している。

また、経営類型からみて「発展型」、「維持・管理型」に分類すると、「発展型」は2組織（Kr, H）、「維持・管理型」は7組織（I, Ji, Ni, Kn, Nd, Km, T）である。「全員参加型」はほぼ「維持・管理型」であるが、H営農組合のみ「発展型」である。H営農組合は、黒大豆の栽培を行うほか新規作物の導入も模索し、また経営規模の拡大（130haまで）も志向している。「担い手主体」では、Kr 営農組合は「発展型」であるが、I 営農組合は「維持・管理型」である。Kr 営農組合は、旧南濃町の個人農家4戸がまとまり新たに結成された組織で、100haまでの規模拡大を志向している⁽⁶⁾。

第10表 調査9 集落営農組織の類型（海津市）

客観的	主観的	担い手主体	全員参加型
発展型	発展型	(園芸あり)	
		(園芸なし)	Kr
	維持・管理型	(園芸なし)	I
参考	構成集落	複数または単一集落	単一集落
	経営規模	50ha前後	まちまち
	中心オペ	ほぼ専属	兼業・自営
	労賃最高額	350～500万円	26～280万円
	配当	均等割り	面積割り
	法人化意向	やや積極的	やや消極的

資料：2009年ヒアリング結果より筆者作成。

(2) 集落営農再編の新たな動き

1) 営農組合間での機械共同利用の模索

現時点ですぐに組織の合併を検討している組織はないが、農用機械（特にコンバイン）の共同利用を模索している。特に、単一集落型の中小規模の集落営農組織は、兼業従事者がオペに従事していることから、規模に対し機械が過剰に保有されており、収益を下げる原因となっている。機械費用の削減を目的として、当地においてかつてトラクタ組合が広範に形成されたが、この構想はそれを彷彿させる。集落営農間の連携・統合の可能性が内部からも徐々に高まっている。

但し、組織ごとに運営の方法はまちまちであり、連携・統合のための調整には独自の困難があるとみる。集落の領域を超えた集落営農組織の連携・統合などの話しを進めるような「そんな煩わしいことをできる人材はいない。そのような人材は他の安定した職業についてそれなりの給与を得ている」と、調整にあたる人材難が指摘されている⁽⁷⁾。その意味で、集落営農組織の「連携」ではなく、「統合」や既存法人組織への編入（班組織として活動の継続）の可能性も高い。

2) 構成員による農地の購入、構成員の分化

全ての組織において構成員には、供出農地面積に応じて出資が義務づけられている。そ

して出資に対し配当を得ている。経営規模が大きい組織では、規模のメリットにより高い配当金を支給できている。そこでは高配当が期待できるため、配当目的で、隣接集落の農地を購入する農家もいる（Ni 営農組合）。

また、通常は、構成員には出資の外、面積に応じた管理作業の従事義務もあるところが多い。ところが、専従者への管理作業の集中などが進み、また構成員の中にも管理労働力に不足する世帯もあられ、次第にこれらが弛緩してきている。なかには、1年間で1時間でも管理作業に従事すれば構成員であることができる組織（H 営農組合）もある。共同作業に従事することを営農組合の構成員要件としているところも多いが、わずかな時間だけ管理作業に従事するのみで高配当を受け取れるところもある。管理作業に従事できない組合員を准組合員として、地代のみの受け取りとして配当から除外している営農組合もある。

3) 地域内組織調整の必要性

配当確保にあたっては、転作麦・大豆の収益確保が条件の一つとなる。そのためには、湿田地帯では土地改良が必要になる。従前、集落にあった重畳的な組織が一元化されて、組織運営もスムーズになっているが、実働部隊としての営農組合と地権者集団としての農事改良組合の意向が必ずしも一致しない場合もある。世帯主層（地権者）と後継者層（オペ層）との世代間調整が必要な場合もある。世帯主層が暗渠排水施設の整備に消極的な場合がある。実働部隊としての営農組合、地権者組織としての改良組合の意見調整が必要な場合もある。

4) J A 支店単位での法人化構想

海津市には、特例有限会社4社が集落の領域を超えて活動しており、その平均経営面積は約200haに達している。営農組織の法人化を検討する場合も、これら先行する法人組織が念頭に置かれる。同営農経済センターでも「法人化しようと思えば今の集落営農組織でもできるが、今の組織のままの法人化は意味がない」とみる。より高い効率性を兼ね備えた組織設立を考えている。海津市（J Aにしみの海津エリア）には、J A支店が9支店（旧海津町4、旧平田町2、旧南濃町3）ある。1支店当たりの水田面積は約300haである。海津エリアとしては、支店単位（ほぼ旧村のエリア）で法人組織を設立することを検討している。さらに支店の統廃合もありえることから、そのエリアは旧村を超える可能性もある⁽⁸⁾。

これら法人4社が地代形成のプライスリーダーとしての役割も果たしており、10a当たり地代2万円+配当（2～4万円）の確保が任意の集落営農組織の存続にとって命題となっている。地権者には地代、組織構成員には地域相場の配当を確保することで組織が成り立つ。「地権者の理解」が組織存続の第一の条件になっている。

(4) 政策転換期の新動向

1) 2 営農組合の解散決定

安定対策加入の中で、組織解散を決定した組織が2組織ある。安定対策に加入しても、結果として経営は「安定」しなかった。Nr 営農組合（旧海津町・経営面積 22ha）は、隣接する法人に吸収される予定である。またHt 営農組合（旧平田町・経営面積 35ha）は、隣接する法人といくつかの営農組合に分割される予定である。組織解散の動機は、機械の更新時期にあたり、都市化が進みオペ不在が深刻化したりするところにある。またそれを調整するリーダーがいなくなるなど、総じて組織における地域共同体としての紐帯が弛緩・崩壊して解散に至っている。それを経済的に支えているのが、構成員の兼業による一定の年金である。「年金もあることだし、しんどい思いしてやりたくない」というのが本音のようである。こうした要因は、他の組織にも共通して内包されており、さらなる統廃合も予想される。

2) 一部での個別回帰、法人化機運の弱まり

また、生産・販売面で個別回帰志向が一部に残っている。安定対策を契機として、個人経営を廃止し、組織構成員となった農家には、中規模の農家が比較的多い。そのほとんどは既に保有機械が耐用年数を超えていたり、処分したりして、元の経営に戻る可能性はあまりない。しかし、一部には機械をそのまま保有する農家が若干見られ、これらの農家に一部個別回帰志向が残る。

2010 年度からの戸別所得補償制度への政策転換にともない、「政権が変わったので法人化しなくてもいい？」との受け止めが広がり、法人化の機運は弱まっている。法人化に積極的な組織も、08 年年度の3組織／9組織から09年1組織／9組織へと減少している。

3) 水田転作への影響

水田農業構造改革推進対策から水田利活用自給力向上対策への転換にともない、市で交付していた10a当たり4万9千円の麦・大豆への転作助成金（産地作り交付金）は、一律3万5千円へと引き下げられることとなった。県による激変緩和措置で、前年並みのものが当面は保障されることとなった。しかしこれも経過措置であり、将来的に助成水準が引き下げられると、地代・配当金の低下は避けられないとみる。そのなかで、オペ労賃をどう確保するかが課題である。また転作未達へのペナルティー緩和により、転作の集団化の契機が遠のく可能性もあると見る。

そのなかで助成水準の高い新規需要米である米粉、飼料用米への期待が大きく、これへの生産シフトを検討している組織は多い。特に、「固定払い」が無い組織では期待が特に大きい。

(5) むすびにかえて

岐阜県の任意の集落営農組織の約45%は水田経営所得安定対策に加入し、それにより経営一元化を図り、組織が大きく再編された。安定対策に加入した組織も、経営の類型としては「維持管理型」が多い。経営の安定、担い手確保、組織への参加などに課題を抱える組織も多く、法人化にはやや消極的な傾向がある。

「維持管理型」でも解体の可能性も孕んでいる。組織が存続・発展するかどうかは、集落のまとまり次第でもあり、組織間連携を模索する動きもある。「維持管理型」の場合、60歳前後の中心オペの確保が鍵である。ある程度経営の発展が見込める組織では60歳前に早期退職して、専属オペとして従事する例がしばしば見られる。近年、定年が65歳へと延長され、また年金の受給開始年齢が引き上げられてきており、それらが中心オペにどう影響するかひとつのポイントである。

他方で、一部（特にオペ型）に発展志向の組織も散見される。これらに共通するのは、地元への独自販売に取り組んでいることである。なかには園芸作物を栽培し、組織内労働力の有効活用、地産地消により地域作りの一環として経営の発展を模索しているところもある。これら組織では法人化にも積極的な志向をもつところもある。

- 注(1) 岐阜県における水田経営所得安定対策に加入した集落営農組織の組織再編の特徴については、荒井 2010 などで 2008 年度の海津市での調査結果に基づき、既に明らかにしている。本稿は、これらをふまえて 2009 年度の調査結果に基づいて集落営農組織再編の新動向を明確化する。
- (2) ヒアリング結果によれば、実際には、岐阜市、恵那市での集落営農組織の数に大きな変化はない。集計段階での組織の取り扱いの変更が行われたものと思われる。
- (3) 岐阜市の集落営農組織の会社数も 4 組織から 1 組織へと減少している。岐阜市では、この間 J A 支店単位で構成された営農組織が特例有限会社・株式会社として相次いで 6 組織が法人化した。いずれも関係する農業集落は 5 集落を超える組織である。これらが統計から除外されたものと思われる。なお、岐阜市で法人化した営農組織の特徴については、荒井聡「兼業深化地帯における水田農業の担い手と集落営農—美濃平坦地域を中心に—」（今井 2010 に所収）を参照のこと。
- (4) これを荒井聡・有本信昭・今井健（岐阜大学）、小池恒男（農業開発研修センター）、徳田博美（三重大学）、三浦聡（名古屋大学）、渡部岳陽（秋田県立大学）、山口和宏（佐賀大学）の 8 名で分担担当し、聞き取り調査を行った。個々の事例の詳細については、岐阜県担い手育成総合支援協議会 2009 に収録されている。なお、農林水産政策研究所の調査票フォーマットを使用して調査した。
- (5) これらの諸特徴についても、荒井 2010 で詳しくまとめている。
- (6) 2009 年度の海津市集落営農組織の調査結果の詳細については、岐阜県担い手育成総合支援協議会 2010 に収録されている。また、集落営農の類型化にあつては、農林水産政策研究所（2009 年）を参考にした。すなわち「組織の営農を担う者」からみた類型として、「担い手主体型」は主たる従事者を中心として作業が行われている組織であり、「全員参加型」は原則として「全戸共同」で作業が行われている組織である。また、組織運営の目的からみて「発展型」は生産性の向上等による所得の向上を目指している組織であり、「維持・管理型」は農地の維持・保全が目的の組織である。それを第三者として筆者の視点から判定したものが「客観的」な分類、組織代表者の視点から判定したものが「主観的」な分類である。
- (7) 揖斐川町では、旧村を単位として集落の領域を超えて集落営農組織の統廃合が進み、法人組織が設立された。これには、集落間の調整にあたる「地域営農マネジャー」の果たす役割が大きい。これについては、荒井 2005 を参考のこと。
- (8) 効率性だけをとれば、海津エリアの一元的経営が有利なことから、遠い将来「1市1法人」もあながち机上の空論ではないとみる。

[参考文献]

- [1] 荒井聡(2005年)『米政策改革』下における地域参加型集落営農法人組織の展開論理－岐阜県揖斐郡揖斐川町K営農組合を中心に－『農業・食料経済研究』第51号第2号、中部農業経済学会
- [2] 荒井聡(2010年)「水田経営所得安定対策による集落営農組織の再編と法人化」『日本の農業』243、農政調査委員会
- [3] 今井健編著(2010年)『地域再生と農業』、筑波書房
- [4] 岐阜県担い手育成総合支援協議会(2009年)『集落営農組織調査報告書』
- [5] 岐阜県担い手育成総合支援協議会(2010年)『岐阜県における集落営農組織の再編と法人化をめぐる状況』
- [6] 農林水産政策研究所(2009年)『平成20年度集落営農組織の設立等が地域農業、農地利用集積等に与える影響に関する分析研究報告書』